

(一関市東山地域交流センター条例の一部改正)

改正前				改正後							
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）							
利用区分	単位	使用料		利用区分	単位	使用料					
		基本使用料	冷暖房料			基本使用料	冷暖房料				
多目的ホール	1時間	<u>1,700円</u>	実費を基準として別に定める。	多目的ホール	1時間	<u>1,800円</u>	実費を基準として別に定める。				
楽屋		400円		<u>100円</u>		舞台		<u>1,000円</u>	<u>200円</u>		
大会議室		<u>800円</u>		<u>200円</u>		楽屋		400円	<u>80円</u>		
第1研修室		<u>400円</u>		100円		大会議室		<u>900円</u>	<u>180円</u>		
第2研修室		<u>400円</u>		<u>100円</u>		第1研修室		<u>500円</u>	100円		
和室		400円		<u>100円</u>		第2研修室		<u>300円</u>	<u>60円</u>		
調理室		400円		<u>100円</u>		和室		400円	<u>80円</u>		
備考				備考							
1・2 [略]				1・2 [略]							
<u>3 専ら準備又は練習のために多目的ホールの舞台のみを利用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。</u>				<u>3～6 [略]</u>							
4～7 [略]											
備考 改正部分は、下線の部分である。											